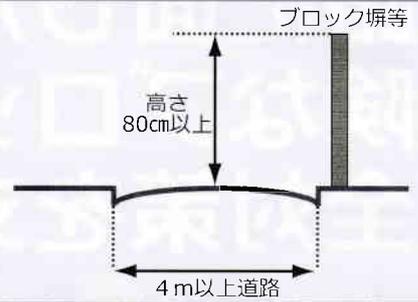
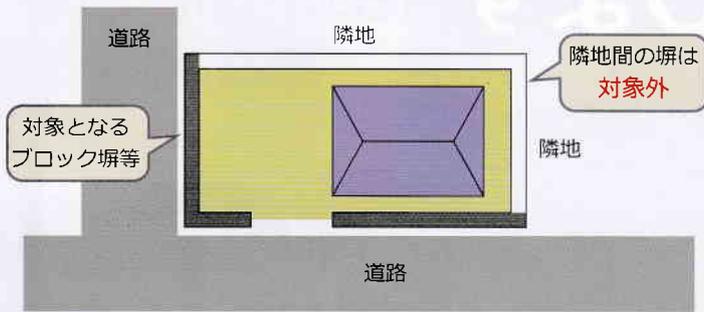


助成対象となるブロック塀等

下記の全てを満たすものが対象となります。

- 建築基準法に規定される幅員4m以上の道路に面するもの
- コンクリートブロック塀、組積造の塀、万年塀等で、安全性の確認ができないと区が判断したもの
- 道路面からブロック塀等の頂部までを計測した高さが80cm以上のもの



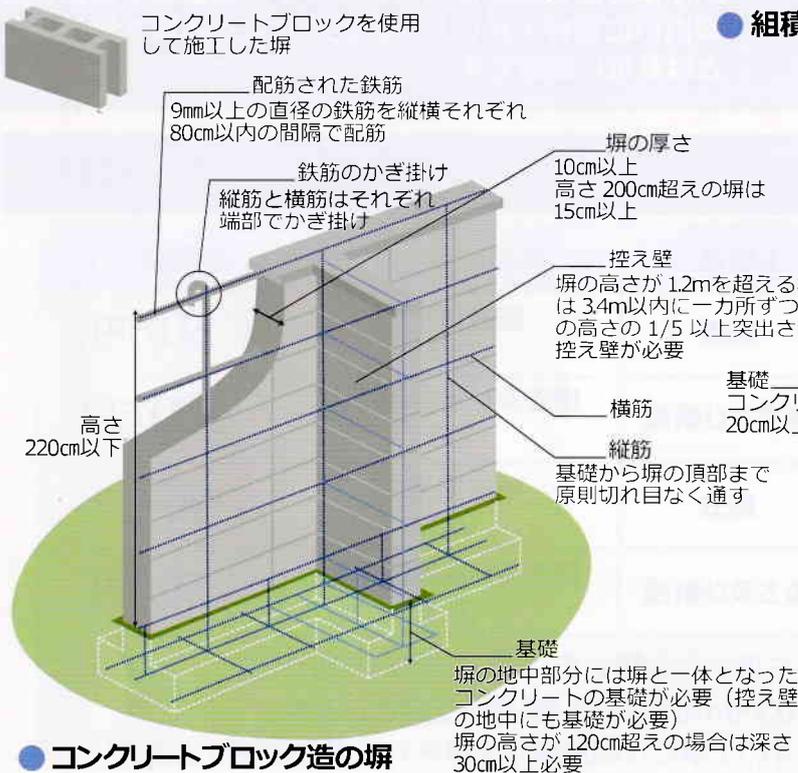
新設した軽量フェンス等のイメージ

助成対象となる工事

- 対象となるブロック塀等について、原則**全て撤去する工事（基礎を含む）**
 - ブロック塀等を撤去した範囲内で、**軽量フェンス等を新設する工事**
 - 工事を申請するブロック塀等の所有者が、**住民税（都民税や特別区民税）を滞納していないこと**
- ※ 軽量フェンス等の新設には、付随する高さ80cm未満のコンクリートブロック塀の新設を含むことができます。
- ※ すでに撤去及び新設工事の契約をしているもの、すでに撤去及び新設工事を実施しているものは申請できません。
- ※ 造成工事や建物の解体、新設、建て替えに伴って、又は売買を目的に行う撤去及び新設工事の申請はできません。
- ※ 同じ敷地内で助成金を受けることができるのは1度だけです。工事を複数に分けたり、撤去と新設を分けて申請はできません。

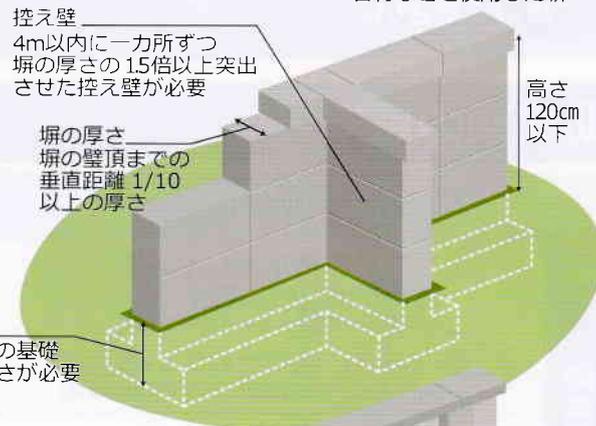
ご所有のブロック塀等の安全性チェック

ブロック塀等の種類により、それぞれの安全上の基準（建築基準法上の規定に基づく。）が満たせていないものを安全性の確認ができないブロック塀等として扱います。



● コンクリートブロック造の塀

● 組積造の塀（石積みやレンガ積み）



● 万年塀



※建築基準法上の規定はありません。

※それぞれの基準のほか、現状の目視の状況でひび割れやぐらつき、傾きなど、塀の健全性に疑義がある場合も安全性の確認ができないブロック塀等として扱います。

